

もくじ

- ◆ 居住者実態調査の実施について1
- ◆ 退去時の自転車の処分・持ち帰り等のお願について...2
- ◆ 住宅用消火器の取扱いについて2
- ◆ パルコニーや窓の手すりの不具合にお気づきの方はご連絡ください...3
- ◆ 子どもの転落事故を防ぎましょう3
- ◆ 住宅設備改善工事について 4～5
- ◆ フレイル予防！6
- ◆ 電気自動車（EV）充電設備の設置に向けたウェブアンケート調査について6
- ◆ インターネット接続について7
- ◆ 口座振替のご案内8
- ◆ 「JKK 東京 お客さまセンター」の電話番号8

第12回 公社賃貸住宅居住者 実態調査の実施について

当社では、よりよい住まいづくりに必要な管理計画等の基礎資料を得るため、概ね3年に1回「公社賃貸住宅居住者実態調査（アンケート調査）」を行っております。公社賃貸住宅にお住まいの全世帯の中から無作為に選出させて頂いた5,000名の方々を対象に、アンケートを郵送させて頂きます。

ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

実施時期：令和6年3月15日（金）～4月15日（月）

調査委託会社：一般社団法人 輿論科学協会

 / 【公式】JKK 東京 東京都住宅供給公社

父娘の新しい一歩を支える JKK 東京のショートストーリー。
YouTube 公式チャンネルにて公開中！

<https://youtu.be/prDrdZJuP9U>



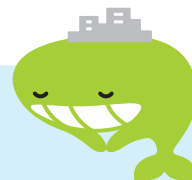
退去時の自転車の処分・持ち帰り等の お願いについて

住宅を退去する際には、自転車は転居先にお持ちいただくか、粗大ごみとして廃棄していただくなどの方法により、住宅の敷地内に残していかないようお願いいたします。

退去後に駐輪場に自転車が置いてあった場合は、当社から対象のお客さまにご連絡のうえ、改めて撤去をお願いすることとなります。

なお、お客さまご自身で撤去していただけなかった場合は、当社にて廃棄処分を行い、処分に要した費用を入居時にお預かりした敷金から差し引く等の対応を取らせていただく場合がありますので、ご了承ください。

お住まいの皆さまに快適に駐輪場をご利用いただくため、ご理解とご協力をお願いいたします。



住宅用消火器の取扱いについて

- お客さまのお部屋には、住宅用消火器が設置されています。
- 出火した場合は、備え付けの住宅用消火器を使用し初期消火を行ってください。初期消火の範囲は炎が天井に達するまでとされています。危険と感じた場合は、直ちに安全な場所に避難するとともに、119番へ通報し、消防の指示に従ってください。
- 住宅用消火器は所定の場所から動かさず、消火器に備え付けている取扱説明書に沿った使い方、管理、点検を行ってください。
- 異常があれば、8ページ「JKK東京 お客様センター」の電話番号②までお問い合わせください。



消火器の交換について

住宅用消火器はおおむね5年で当社にて交換をしています。

お客さまの不在等により交換ができていないお部屋があります（消火器に使用期間の終了年月が記載されています）。使用期間が過ぎると初期消火が適切に行えなくなる可能性がありますので、消火器が取替えられていない場合は、

➡ 8ページ「JKK東京 お客様センター」の電話番号②へご連絡ください。

バルコニーや窓の手すりの不具合にお気づきの方はご連絡ください

当社では、各種法定点検や計画的な修繕の実施等により安全・安心な住まいの提供に努めておりますが、住宅内で発生する事故の防止にはお住まいの皆さまのご協力が必要です。

バルコニーや窓の手すり・格子・パネル等のがたつきなど、少しの不具合が事故につながることもあります。お気づきの点がございましたら、JKK東京 お客さまセンターまでご一報をお願いいたします。

お問い合わせ先

8ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号②までお問い合わせください



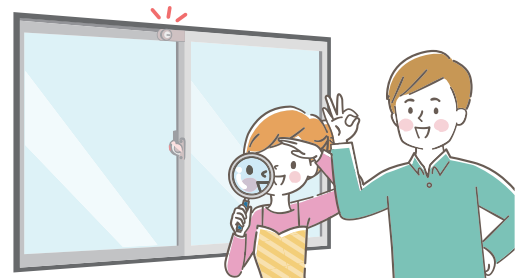
子どもの転落事故を防ぎましょう

気候が良くなると、窓を開けたり、バルコニーに出たりする機会が増えます。

集合住宅において、バルコニーや窓などの近くに置いてある物を踏み台にして子どもが転落する事故が発生しており、中には命にかかわることもあります。

子どもの転落事故を防ぐため、子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。また、バルコニーや窓に踏み台になるようなものは、置かないようにしましょう。

子どもから一瞬たりとも目を離さないでいることには、限界があります。子どもの見守りと合わせて転落事故が起こらない環境を作ることが重要です。



住宅設備改善工事について



**ご高齢の方やお身体の不自由な方を対象に
公社負担で住宅設備等を改善します**

当社では、ご高齢の方やお身体の不自由な方がお住まいの住戸を対象に、住宅設備等の改善工事を実施しています。

下記の「申込条件」を満たしており、日常生活のうえで住宅設備等の改善を必要とされる方は、年間を通してお申込みいただけます。なお、申込状況によっては、実施するまで1～2か月かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申込条件

原則、次の①、②の全てを満たしていることが条件となります。

- ① 次のア、イ、ウのいずれか1つ以上に該当する方が居住している
 - ア 65歳以上の方
 - イ 4級以上の「身体障害者手帳」（視覚、聴覚、肢体不自由）の交付を受けている方
 - ウ 恩給法別表第1号表ノ三第1款症以上の「戦傷病者手帳」の交付を受けている方
- ② 家賃、共益費、駐車場使用料の滞納がない方

※建替事業化住宅は工事の対象外となります。

※申込条件①を満たしていない方でも、医師の診断書により設備改善工事が必要と当社が判断する場合は申込を受付けています。まずは、「JKK東京 お客さまセンター」へご相談ください。

申込方法

申込書は、管理事務所・窓口センターでご用意しています（申込書の郵送をご希望の方は「JKK 東京お客さまセンター」へ「申込書の郵送を希望」とお申し付けください）。

申込書に必要事項をご記入のうえ、管理事務所または管轄の窓口センターへお申込みください。

※身体障がい者または戦傷病者の方は、そのことを証明できる書類（「身体障害者手帳」又は「戦傷病者の手帳」の氏名、住所、等級がわかる部分のコピー等）が添付書類として必要になります。

お問い合わせ先

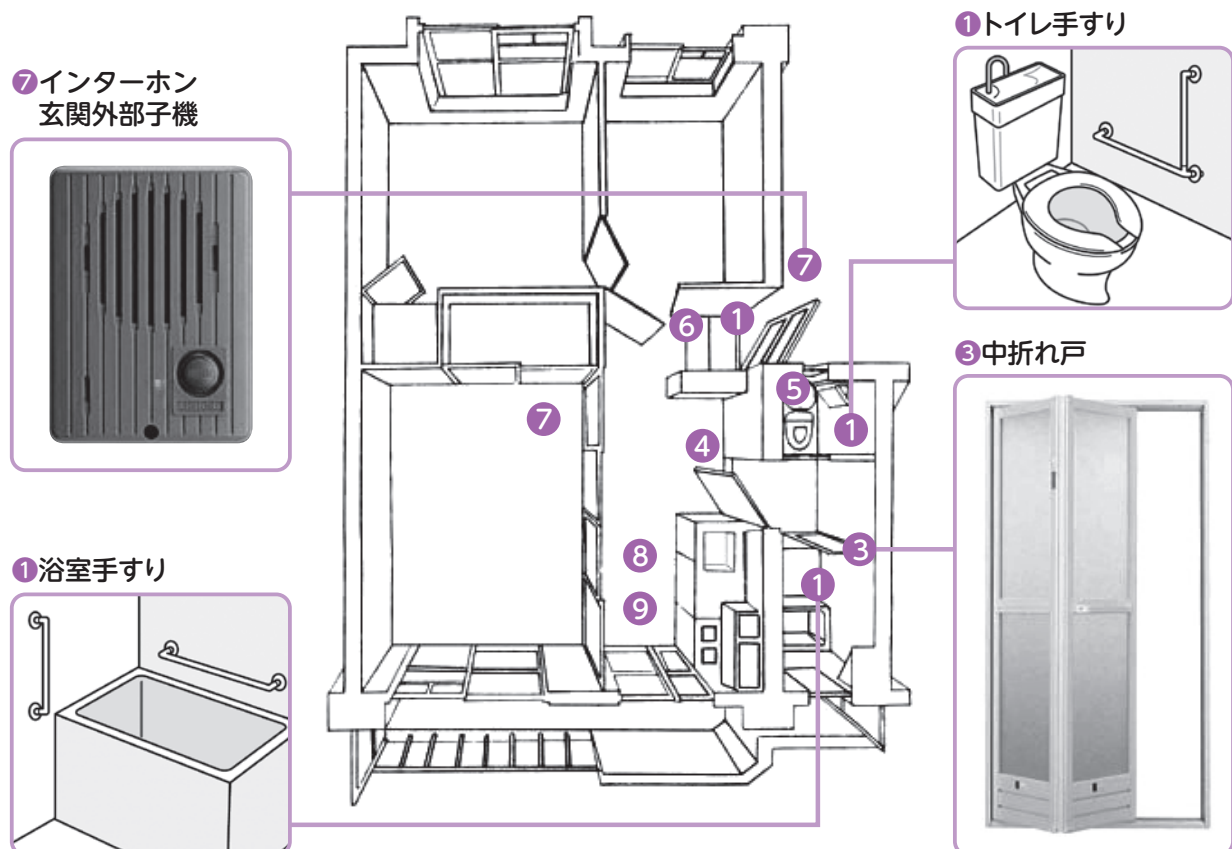


8 ページ「JKK東京 お客さまセンター」の
電話番号①までお問い合わせください

改善工事の内容

次の改善工事から、必要とされる項目についてお申込みいただけます。

- ① 玄関、トイレ、浴室の内側への手すりの設置
※65歳以上の方、視覚障がいの方、肢体不自由の方が対象となります
- ② 玄関、トイレ、浴室の内側以外の場所への手すり設置
※65歳以上の方、肢体不自由の方が対象となります
- ③ 浴室の内開き戸を中折れ戸等に改修
- ④ 洗面所入口のまたぎを解消
※1階住戸のみとなります
- ⑤ トイレにコンセントの設置
※浴室と一体型のトイレには設置できません
- ⑥ 玄関付近に照明器具の設置（住戸内）
※玄関専用の照明器具がない場合のみとなります
- ⑦ 玄関にインターホンの設置（玄関外部子機に非常警報装置付）
- ⑧ 台所に火災報知器（回転灯付）の設置
※聴覚障がいの方が対象となります
- ⑨ 台所にガス漏れ警報機の設置



イラスト・写真はイメージです

- ※すでに当社が設置している設備については、お申込みできません（手すりを除きます）。
- ※仕様は、イラスト・写真と異なる場合があります。
- ※建物の構造上の理由等により、ご希望の場所に設置できなかつたり、お断りすることがあります（ユニットバスに手すりの設置など）。



フレイル予防!

こころと体を震わす活動で、 フレイル予防を楽しもう

フレイルとは身体や心が衰え、社会との関わりが希薄になった状態です。フレイルを予防することで、健康でいられる時間を延ばすことにつながります。

東京大学高齢社会総合研究機構 田中友規

毎日を楽しみ、いきがいを持つ高齢者は健康長寿を達成することが多いと知られています。一方で、ウェルビーイングが低下している高齢者で「居場所がない、やりたいことがない」等の訴えは多く、フレイルになりやすいことが分かっています。ウェルビーイングとは、心も体も生活も満たされた状態のことで、幸福の指標にも使われます。

ウェルビーイングを維持し、フレイルを予防するためにも、毎日を楽しむ一歩を踏み出しましょう。家族や友人との会話、趣味や社会参加、芸術鑑賞、旅行など、手段は問いません。高齢者では特に、心体活動（こころとからだを震わす活動）が大切です。自分一人では難しくとも、活動的な友人を見つけること、行政に相談すること、新たな環境に身を置くことを意識してみてください。



電気自動車（EV）充電設備の設置に向けた ウェブアンケート調査について

当社は電気自動車を普及促進するため、公社住宅において電気自動車の充電設備を順次設置しております。

今後、さらに充電設備の設置を進めていくにあたり、公社住宅にお住まいの皆さまのニーズを的確に把握するため、ウェブアンケートを実施しております。アンケート結果につきましては、令和7年度以降の設置住宅選定の参考とさせていただきます。

何卒、アンケートへのご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

アンケート実施方法

- 次のQRコードから、当社ホームページを経由して、ウェブアンケートにアクセスし、アンケートにご回答ください。
- アンケート実施期間：令和6年2月26日（月）から令和6年3月25日（月）まで

上記内容のお問い合わせ先

8ページ「JKK 東京 お客さまセンター」の電話番号①までお問い合わせください。



(ウェブアンケート)



インターネットの接続について



一部の住宅を除き、インターネットサービスのご利用にあたっては、お客さまからインターネットサービス通信事業者（以下、通信事業者）にお問い合わせください。インターネット回線開通の流れについては、当社ホームページをご参照ください。



インターネット回線開通について

<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/kousya/internet.html>



インターネット回線開通の流れ

① お客さまが希望する通信事業者へ申込み

通信事業者がお客さまからの申込みを確認した後、当社へ連絡があります。
（必要な申請、共用部の鍵貸出申込み等の調整は、通信事業者が行います。）

② 通信事業者にて建物内の調査を実施

通信事業者がサービス提供可能か判断します。配管等に不具合があり、ケーブルが通せない場合は、通信事業者から当社への連絡が必要です。（当社負担にて、修理する業者を手配いたします。）

③ 通信事業者から当社へ開通工事の申請

④ 当社にて開通工事の承諾

⑤ 通信事業者が各住戸までの開通工事を実施

⑥ 開通

※通信事業者による建物内の調査の結果によっては、開通に時間を要する場合があります。

ご注意

- 通信事業者とのご契約、工事費、使用料等はお客さまのご負担になります。
- 接続障害が発生した場合を含め、当社は一切の責任を負いかねます。
- 各物件の利用状況等により、開設に時間がかかる場合や、回線が増設できない場合がございますので、事前に各通信事業者へご確認ください。
- 建物共用部や内装工事の必要ない無線によるインターネットのご使用については、サービス提供者に直接お問い合わせください。
- 点検、故障、事故等により共用部の電源の供給が停止された場合は一部のインターネットサービスがご利用できなくなります。

家賃等のお支払いには便利な 口座振替をご利用ください

口座振替 お手続き 方法

①用紙に記入

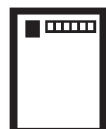


②銀行に提出



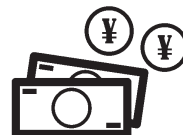
③通知が届く

※振替開始月初旬



④振替開始

※当月分毎月7日引落し



※口座振替依頼書は管理事務所・窓口センターでお渡しします。郵送希望の方はお客さまセンターへお問合せください。

利用可能機関やお手続き方法は、お電話またはホームページでもご確認いただけます。



お問合せ先 下記「JKK東京お客さまセンター」電話番号①まで

HPアドレス <https://www.to-kousya.or.jp/>

←QRコードを読み取ると口座振替に関するページがひらきます。



「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号

★窓口センターに御用の方も、この番号をご利用ください。

受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝日・年末年始を除く）

①各種お手続き、家賃のお支払い、 住まい方のご相談

●ナビダイヤル



0570-03-0031

●ナビダイヤルがご利用になれない方、
携帯電話の無料通話分や割引サービス
をご利用の方

☎03-6279-2962



②修繕のお申込み、お問い合わせ

漏水等の緊急修繕、事故や火災、居住者の安否に関わる
緊急のご連絡は**24時間365日対応**

●ナビダイヤル



0570-03-0032

●ナビダイヤルがご利用になれない方、
携帯電話の無料通話分や割引サービス
をご利用の方

☎03-6279-2963



ナビダイヤルに

固定電話からおかけの場合、市内通話料金で通話できます（公衆電話・PHSを除く）。
携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

※月曜日及び休日の翌朝午前9時から10時まで
は、電話が混み合いつながりにくい状態とな
る場合があります。お急ぎでない方は他の時間
帯をご利用ください

お手続き等に関する
よくある質問はこちら

